

## 2024年度 会計年度任用職員連絡会独自要求書

1. 会計年度任用職員は、職場での経験を重ねることにより職務内容は質的に向上し、その責任も重くなっており、改正地方公務員法の趣旨に従い、職責に見合う報酬格付けとなるよう見直すこと。当面、行政職2級適用とすること。また、報酬上限を引上げること。  
また、給料表の改定に伴う報酬の引き上げについては本年4月に遡及して引き上げ、差額は速やかに支給すること。
2. すべての会計年度任用職員に退職金、住居手当、扶養手当相当額の報酬を支給できるよう改善を行うこと。
3. 一時金の「1週間当たりの勤務時間が15時間30分未満の者に支給しない」とする運用を見直すこと。
4. 会計年度任用職員の勤務時間について、所定労働時間を超えた労働には労働基準法に従い時間外勤務手当相当の報酬を支給すること。
5. 県および県関係職場で働く職員の最低賃金を1,500円以上とすること。
6. 会計年度任用職員の私傷病特別休暇をはじめとする特別休暇を有給化し、常勤職員との均等・均衡待遇を基本に改善を行うこと。
7. 常勤職員が担うべき業務を会計年度任用職員に置き換えないようにするとともに、高い専門性が求められる職種について常勤職員として採用すること。
8. 会計年度任用職員については、業務の必要性がある限り雇用を継続し、5年毎の公募は行わないこと。

2024年10月22日

滋賀県知事 三日月 大造 様

滋賀県職員組合

執行委員長

児玉 崇



滋賀県職員組合会計年度任用職員連絡会